

大分県産業立地促進補助金の要件を緩和します



大分県では県内での継続的な投資を促すため、増設時の補助要件を緩和します。

主な変更点

- ・増設時の新規地元雇用者数の要件が10名以上→5名以上へ緩和されます。
- ・増設生産面積要件が撤廃されます。

※令和3年4月1日以降に増設表明を行ったものが対象となります。

※新設時の要件は従来どおりとなります。

補助要件	増設時		(参考) 新設時
	現行	緩和後	
①設備投資額	2億円以上	変更なし	3億円以上
②新規地元雇用者数	10名以上	5名以上	10名以上
③工事建設着手時期	表明後1年以内	変更なし	用地取得後 3年以内
④増産生産面積	990㎡以上	撤廃	—

(参考) 大分県産業立地促進補助金について

○対象業種 製造業、商品検査業（半導体検査業）

○対象地域 大分市を除く県内全域

○補助額

【新設時】

- 1、上記補助要件①～③全てを満たす場合
設備投資額×3%+新規地元雇用者×50万円
※過疎地域に立地の場合、新規地元雇用者×30万円を加算
- 2、上記補助要件②③を満たし、①を満たさない場合
新規地元雇用者×30万円

【増設時】上記補助要件（緩和後）を①～③全てを満たす場合

設備投資額×3%+新規地元雇用者×50万円
※過疎地域に立地の場合、新規地元雇用者×30万円を加算

制度の詳細についてはお問合せ先までご連絡ください



日本一のおんせん県おおいた  味力も満載

【お問合せ先】

大分県商工観光労働部企業立地推進課

T E L : 097-506-3246